

多治見住吉土地区画整理組合 事務手続きについて

■ 1. 保留地証明書・該当地番証明書の発行

組合事務所にて発行しております。

※1通300円の手数料がかかります。

※発行する証明書の土地の所有者以外の方が窓口に来られる場合は、土地所有者の方の委任状を持参頂けますようお願い致します。

■ 2. 保留地の所有者の住所・氏名が変わったとき

住所・氏名が変わった所有者の方の住民票をお届け下さい。

※所有者自身の住所・氏名が変わったときの手続きです。

※売買などにより所有者が変わった場合は次の項を参照下さい。

※費用はかかりません。

■ 3. 売買や譲渡により保留地の所有者が変わったとき

様式 2-6「権利譲渡承認申請書」に必要事項を記載し、権利譲渡を証する書面（譲渡人と譲受人の売買契約書など）と印鑑証明書（以前に同じ印鑑証明を組合に提出したことがあり印影や住所氏名が変わっていない場合は省略することができます）を組合事務所に提出して下さい。

手続きが完了致しましたら、その証明書として保留地台帳の写しをお渡し致します。

※1申請2000円の手数料がかかります。

※譲渡人、保留地所有者、印鑑証明書の住所氏名は全部同一である必要があります。

■ 4. 保留地に金融機関が質権・抵当権を設定するとき

質権・抵当権の設定契約書と保留地所有者の印鑑証明書（以前に同じ印鑑証明を組合に提出したことがあり印影や住所氏名が変わっていない場合は省略することができます）を組合事務所に提出して下さい。

※1申請2000円の手数料がかかります。

※質権設定承諾者、保留地所有者、印鑑証明書の住所氏名は全部同一である必要があります。

■ 5. 建築物又は工作物の新築、改築、増築を行うとき

法 76 条の許可を受ける必要があります。申請方法については法 76 条の手引きを参照して下さい。

※ 1 申請 2 0 0 0 0 円の手数料がかかります。

■ 6. 工事着工するとき

様式 3-2 号「着手届」と様式 3-2-1 号「法第 76 条行為許可後の注意事項各役所」に記載・押印のうえ、組合に提出して下さい。提出後、組合事務局で着工前現地確認を行います。

(原則、立会いは必要ありませんが、現地確認の結果、必要があれば立会いをお願いすることがあります)

※費用はかかりません。

■ 7. 工事完了するとき

様式 3-3 号「完了届」を組合に提出して下さい。提出後、組合事務局で着工後現地確認を行います。(原則、立会いは必要ありませんが、現地確認の結果、必要があれば立会いをお願いすることがあります)

※費用はかかりません。

■ 8. 陶都の杜に居住されるとき

様式 3-3-1 号「陶都の杜 世帯票」を組合に提出して下さい。

※費用はかかりません。